

公共事業環境配慮書

建設部 建築住宅課公営住宅室

事業名称		
事業名	県営住宅大萱団地建替事業	
整理番号	30-5	
事業の種類	建築物の新築又は増築	
市町村名	伊那市	
箇所名	県営住宅大萱団地	
事業年度	全体(建設予定):2019年度~2027年度(A-1棟:2019~2020、A-2棟:2021~2022、B棟:2024~2025、集会所:2026)	
事業概要		
目的	現況の県営住宅大萱団地を建替えるもの	
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)	A棟:RC造4階建て44戸(延べ面積約3,000㎡)、B棟:RC造4階建て28戸(延べ面積約2,000㎡) その他共同施設(駐輪場、ゴミ庫、集会所)	
関連する事業計画	なし	
その他特記事項	伊那市との協働建替事業(大萱団地及び若宮団地の協働建替事業に関する協定)	
関係法令等の規制		
自然環境保全地域等の指定状況	なし	
土地利用規制の状況	なし	
その他	なし	
社会的要素		
留意すべき地域の概況		
交通の現況	最寄駅のJR飯田線『伊那北駅』は南東に約3.4km、中央自動車道伊那ICは南東に約0.5km、国道153号線は南東に約3.5kmである。	
土地利用の現況	現況は県営住宅大萱団地である。	
生活関連施設の現況	団地西側に市営住宅が隣接しており、北・西側には一般住宅が点在している。	
その他	特になし	
自然的環境要素		
環境配慮の方針		
大気環境	留意すべき地域の概況	生活関連施設がある
	【大気汚染の防止】	
	・資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行は出来るだけ避ける。	
	・交通流の円滑化により大気汚染、騒音、振動の発生を防止する。	
	・土砂表層の散水や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い粉じんの飛散を防止する。	
	・防じんシートの設置を行い粉じんの飛散を防止する。	
	・排出ガス対策型の車両や機械を採用する。	
	【騒音、振動の防止】	
	・夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働を出来るだけ避ける。	
	・著しい騒音、振動を発生する工法を避ける。	
・低騒音・低振動型の建設機械を採用する。		
・防音壁、防音シート、緩衝緑地帯等の遮音設備・吸音設備を設置し、騒音を低減する。		
水環境	留意すべき地域の概況	特になし
	【水質汚濁の防止】	
	・土地の履歴調査により汚染物質の有無を把握する。また、鉱脈、鉱山跡地等で重金属等が偏在する場所の造成を出来るだけ避ける。	
	・沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の排水を避ける。	
	・地盤改良は適切な薬液を選定し、必要最低限の薬液注入範囲とする。	
	・工事仮設事務所からの生活雑排水を適正に処理する。	
	【水循環の保全】	
	・透水性舗装の導入や舗装面の削減、浸透側溝・浸透枡・芝舗装の導入等、雨水の地下浸透により水循環を保全する。	
	・地下水を使用しない又は使用量を削減する。	
	・掘削や地下構造物の設置等により地下水の流動を阻害しないように努める。	
地形・地質	留意すべき地域の概況	特になし
	【改変面積の最小化】	
	・地形の改変の少ない位置・ルート・工法を選定する。	
	・段階的に工事を行い、広範な裸地の出現を防止する。	
	・工事により裸地化する箇所は早期の緑化・植栽を行う。	
・工事施工ヤードの設置は必要最小限の面積とする。		

景観	留意すべき地域の概況	周辺に住宅、農地がある
	【すぐれた景観の保全】	
	・工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。	
廃棄物・ 建設残土	【良好な景観の育成】	
	・周辺地域の環境との調和に配慮した施設の配置・規模・形態・意匠・色彩・素材等を検討する。	
	【建設廃棄物や建設残土の発生抑制】	
	・建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努める。	
	・建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。	
	【建設廃棄物や建設残土のリサイクル】	
	・現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。	
	【資源の有効利用】	
	・再生As合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土等再生資材の利用に努める。	
	・自然石、県産木材等環境に負荷の少ない資材の使用に努める。	
・信州リサイクル認定製品の利用を推進する。		
省資源・ 省エネルギー・ 温室効果ガス	【環境への負荷の少ない機械の利用等】	
	・低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。	
	・アイドリングストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。	
	・点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。	
	【エネルギーの有効利用】	
	・施設の建設にあたっては温室効果ガス削減に努めた計画とする。	
	・太陽光等の自然エネルギーや雨水等の有効利用に努める。	
日照障害・ 電波障害・ 光害	【日照障害への配慮】	
	・日照障害が生じないように施設の配置や構造、形状等に配慮する。	
	【光害への配慮】	
	・照明の設置にあたっては照明の範囲、時間、照度、光源種類などに配慮し、周辺の生活環境や野生動植物、農作物等への悪影響を低減する。	